四　関税率表第四七・〇六項に該当するもの

五　関税率表第四七・〇七項に該当するもの

第百一条　輸出令別表第二の三第二号の二(13)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第四八〇二・二〇号、第四八〇二・四〇号、第四八〇二・五八号及び第四八〇二・六一号に該当するもの

二　関税率表第四八・〇四項に該当するもの

三　関税率表第四八・〇五項に該当するもの

四　関税率表第四八・〇六項に該当するもの

五　関税率表第四八・〇七項に該当するもの

六　関税率表第四八・〇八項に該当するもの

七　関税率表第四八・〇九項に該当するもの

八　関税率表第四八・一〇項に該当するもの

九　関税率表第四八・一一項（第四八一一・四一号及び第四八一一・四九号を除く。）に該当するもの

十　関税率表第四八一四・九〇号に該当するもの

十一　関税率表第四八一九・二〇号に該当するもの

十二　関税率表第四八・二二項に該当するもの

十三　関税率表第四八・二三項に該当するもの

［新設］

第百二条　輸出令別表第二の三第二号の二(14)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四九・〇六項に該当するものとする。

［新設］

第百三条　輸出令別表第二の三第二号の二(15)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五一・〇五項、第五一・〇六項、第五一・〇七項及び第五一・一二項に該当するものとする。

［新設］

第百四条　輸出令別表第二の三第二号の二(16)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五二・〇五項、第五二〇六・四二号、第五二〇九・一一号及び第五二・一一項に該当するものとする。

［新設］

第百五条　輸出令別表第二の三第二号の二(17)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五三・〇八項に該当するものとする。

［新設］

第百六条　輸出令別表第二の三第二号の二(18)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第五四〇二・六三号に該当するもの

二　関税率表第五四・〇三項に該当するもの

三　関税率表第五四・〇四項に該当するもの

四　関税率表第五四〇七・三〇号に該当するもの

［新設］

第百七条　輸出令別表第二の三第二号の二(19)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第五五・〇一項に該当するもの